

# 地方法人課税関係資料

## 成長志向に重点を置いた法人税改革

### 【改革の趣旨】

- 欧米各国も行ってきたように「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変える。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業の収益力の改善に向けた投資等がより積極的になり、それが成長につながっていくように、法人課税の構造を改革する。
- この改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。所得拡大促進税制の要件を更に緩和するとともに、法人事業税(外形標準課税)においても新たに所得拡大促進税制を導入し、企業の賃上げへの動き出しを一層力強く後押しする。

### 【改革の枠組み】

- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率(現行:34.62%)を20%台まで引き下げることを目指す。その際、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

**第1段階** 27年度改正では、課税ベースの拡大等により財源を確保しつつ、経済の好循環の実現を力強く後押しするために先行減税を行い、法人実効税率について、27年度▲2.51%・28年度▲3.29%の引下げを決定する。中小企業への影響に配慮し、大企業中心の改革とする。

**第2段階** 28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引下げ幅の更なる上乗せを図る(▲3.29% +  $\alpha$ )。さらに、その後の年度の税制改正においても、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。

## 法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等

- 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。

改正前 1/4 → ㉓ 3/8 → ㉔ 4/8 (所得割:外形課税=1:1)

- 付加価値割と資本割の比率は、現行通り2:1とする。

付加価値割 改正前 0.48% → ㉓ 0.72% → ㉔ 0.96%

資本割 改正前 0.2% → ㉓ 0.3% → ㉔ 0.4%

所得割 改正前 7.2% → ㉓ 6.0% → ㉔ 4.8% (※)

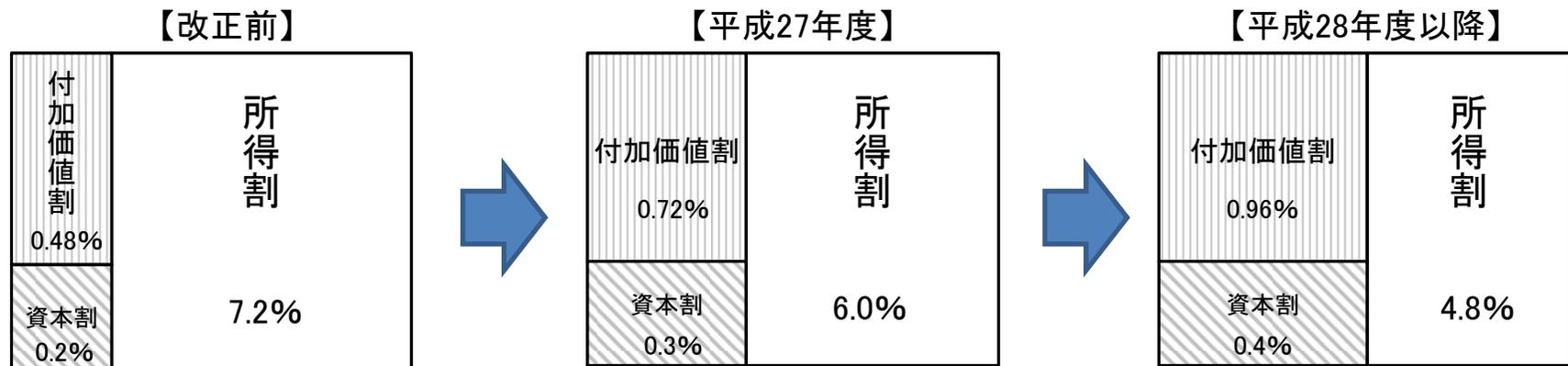
(参考:法人税率 改正前 25.5% → ㉓ 以降 23.9%)

法人実効税率 34.62% → ㉓ 32.11% → ㉔ 31.33%  
(▲2.51%) (▲3.29%)

(※)施行時期

㉓:平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開始する事業年度に適用

㉔:平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用

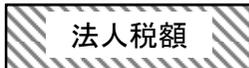


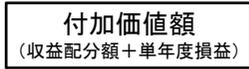
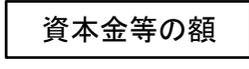
※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。  
また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

# 法人課税の概要

※ 税収はH27収入見込額であり、端数処理の関係で、計が一致しない箇所がある。

<b>法人税 (国)</b> 11.0兆円	※ 税収の34%は地方交付税の原資 (㉗～33.1%)		$\times$ 税率 $\times$ <b>25.5%</b> =	
			$(\text{㉗} \sim 23.9\%)$	
<b>地方法人税 (国)</b> 0.5兆円	※ 税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの		$\times$ <b>4.4%</b>	

<b>法人住民税 (県・市)</b> 2.7兆円	法人税割	市		$\times$ <b>9.7%</b>	<b>1.6兆円</b>
		県		$\times$ <b>3.2%</b>	<b>0.6兆円</b>
		均等割			

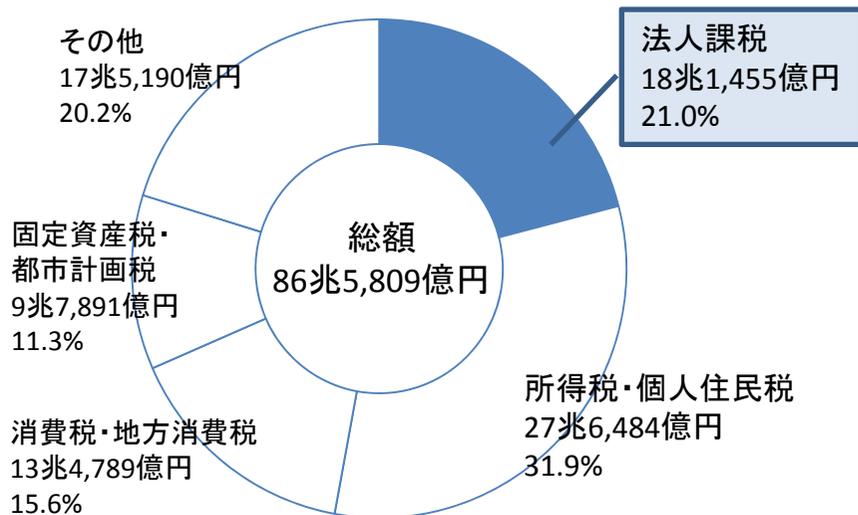
<b>法人事業税 (県)</b> 5.5兆円 (2.1兆円)	<b>【資本金1億円超の普通法人】</b>		<b>所得割</b>		$\times$ <b>7.2%</b>	<b>2.4兆円</b> <small>(㉗ 6.0% ㉘～4.8%)</small>
	<b>外形標準課税</b>	<b>付加価値割</b>	<b>付加価値割</b> <small>(収益配分額+単年度損益)</small>		$\times$ <b>0.48%</b>	<b>0.6兆円</b> <small>(㉗ 0.72% ㉘～0.96%)</small>
			<b>資本割</b>	<b>資本金等の額</b>		$\times$ <b>0.2%</b>

※ ( )内の㉗はH27.4.1以後、㉘はH28.4.1以後適用税率

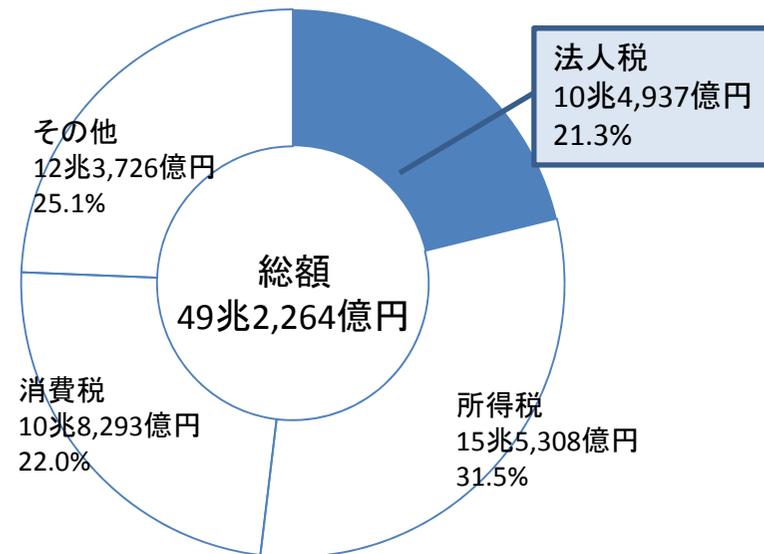
※ ( )内は地方法人特別税 (内数)	<b>【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】</b>		<b>所得割</b>		$\times$ <b>9.6%</b>	<b>1.9兆円</b>
	<b>【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】</b>		<b>収入割</b>		$\times$ <b>1.3%</b>	<b>0.4兆円</b>

# 税収に占める法人課税の割合（平成25年度）

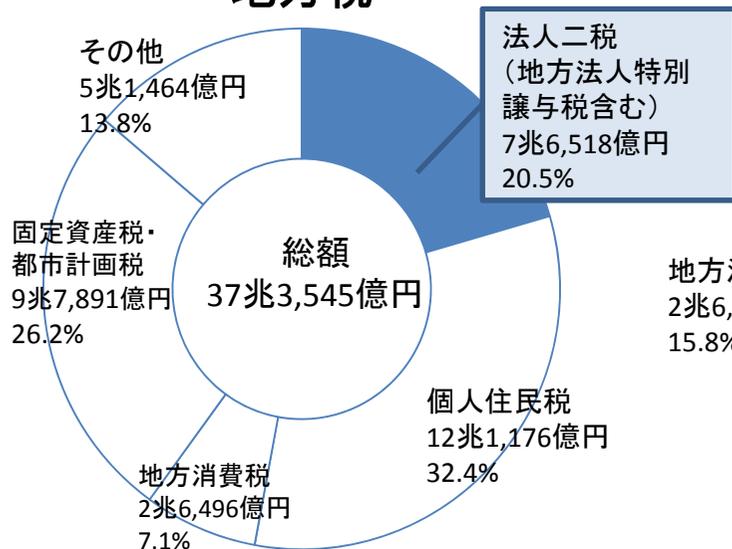
## 国・地方税全体



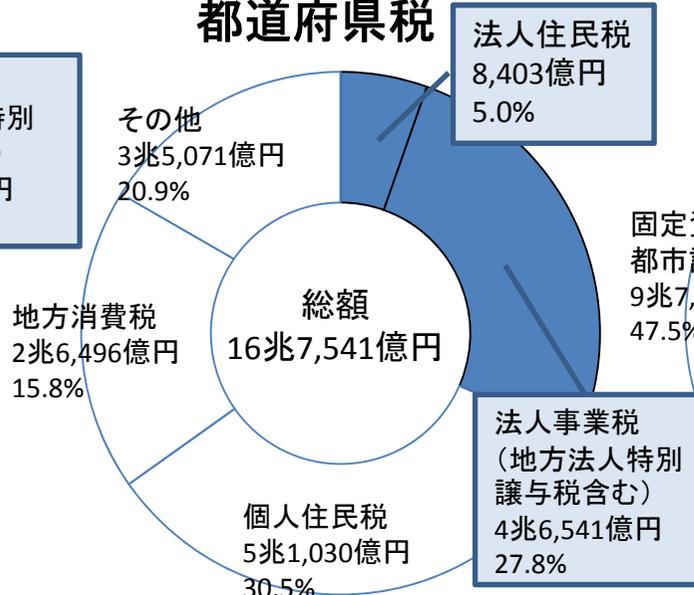
## 国税



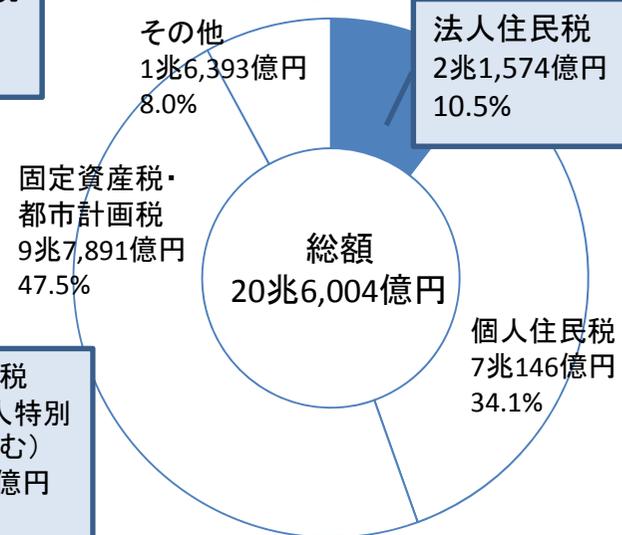
## 地方税



## 都道府県税



## 市町村税

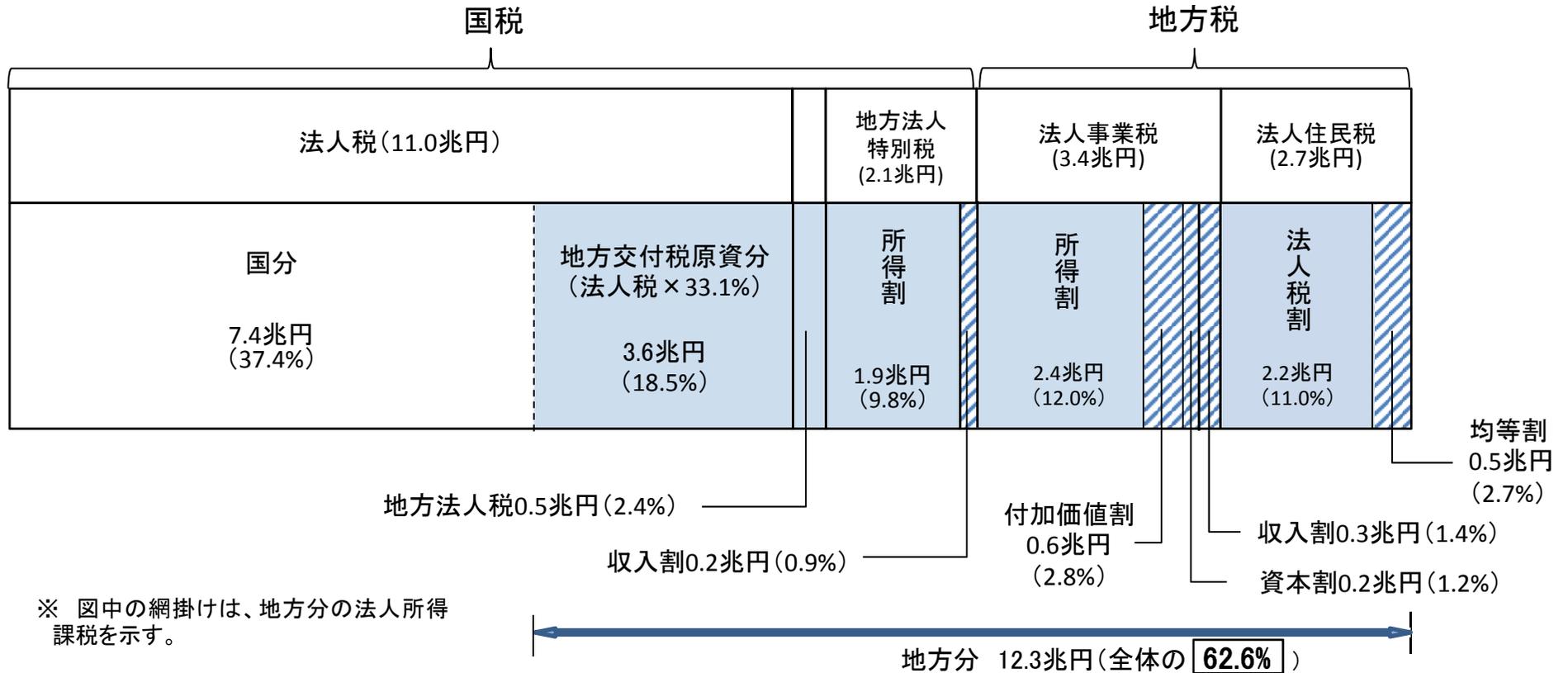


※税額は平成25年度決算額  
 ※地方法人特別税は国税に含まず、地方法人特別譲与税は地方税に含んでいる。

# 法人関係税の国・地方の配分

※ 平成27年度予算・地方財政計画ベース

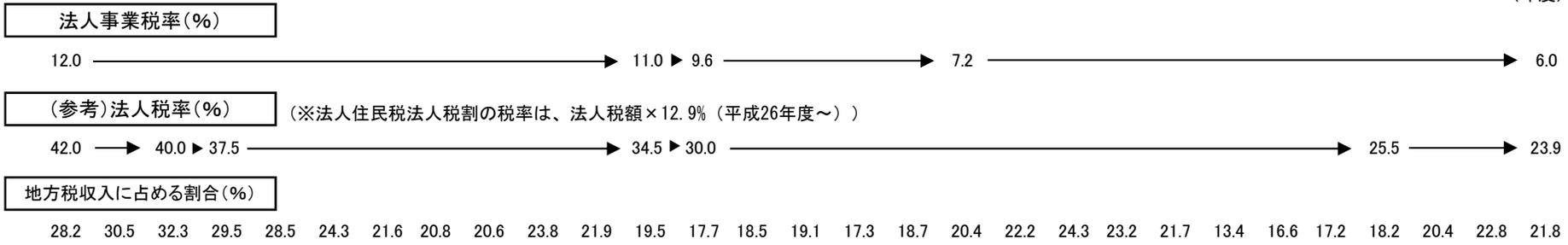
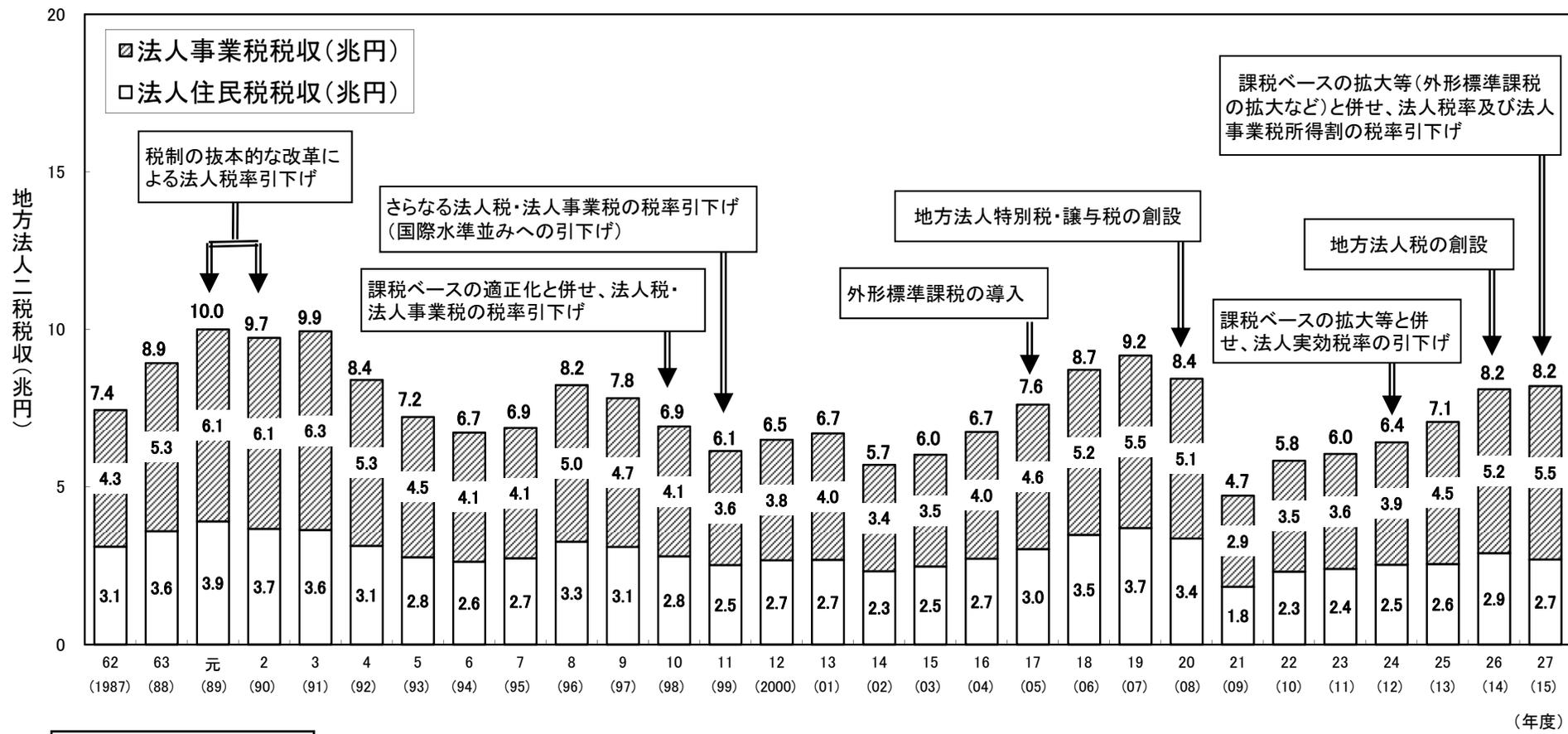
税込総額: 19.7兆円



※ 図中の網掛けは、地方分の法人所得課税を示す。

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。

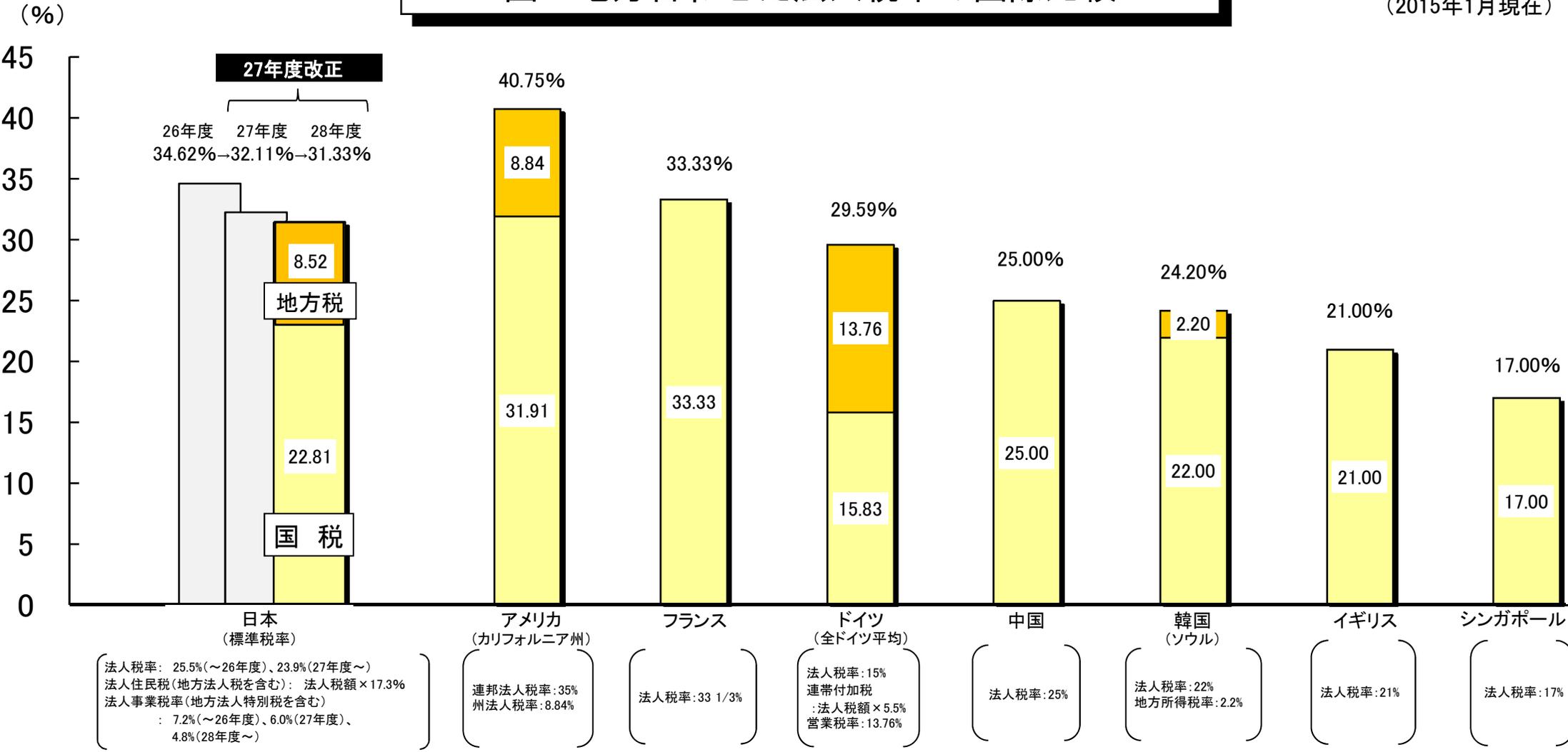
# 地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移



(注) 1 25年度までは決算額、26年度は推計額(H26.12時点)であり、いずれも超過課税等を含まない。また27年度は地方財政計画額である。  
 2 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改革の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。  
 3 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。

# 国・地方合わせた法人税率の国際比較

(2015年1月現在)



(注) 1. 上記の税率は、法人所得に対する租税負担の一部が損金算入されることを調整した上で、それぞれの税率を合計したものである。  
 2. 日本の地方税のうち法人事業税(地方法人特別税を含む)については、外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率を用いている。このほか、付加価値割及び資本割が課される。  
 3. アメリカでは、州税に加えて、一部の市で市法人税が課される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.1%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)を合わせた税率は45.67%となる。また、一部の州では、法人所得課税が課されない場合もあり、例えばネバダ州では税率は連邦法人税率の35%となる。  
 4. フランスでは、売上高763万ユーロ以上の企業に対し、別途法人利益社会税(法人税額の3.3%)が課され、法人利益社会税を含めた税率は34.43%となる(ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額から76.3万ユーロの控除が行われるが、前記税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない)。さらに、別途、売上高2.5億ユーロ超の企業に対しては、2012年より2年間の時限措置として法人税付加税(法人税額の5%)が課されていたところ、2014年予算法によりさらに2年間延期された(2014年以降の税率は法人税額の10.7%)。なお、法人所得課税のほか、国土経済税(地方税)等が課される。  
 5. ドイツの法人税は連邦と州の共有税(50:50)、連帯付加税は連邦税である。なお、営業税は市町村税であり、営業収益の3.5%に対し、市町村ごとに異なる賦課率を乗じて税額が算出される。本資料では、連邦統計庁の発表内容に従い、賦課率393%(2012年の全ドイツ平均値)に基づいた場合の計数を表示している。  
 6. 中国の法人税は中央政府と地方政府の共有税(原則として60:40)である。  
 7. 韓国の地方税においては、上記の地方所得税のほか、に資本金額及び従業員数に応じた住民税(均等割)等が課される。  
 8. イギリスでは、2014年4月より法人税率を23%から21%へ引下げ。また、2015年4月より21%から20%に引き下げられる予定。

## 平成27年度税制改正大綱（外形標準課税関係部分抜粋）

平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党

### 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

#### I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

##### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

###### (2) 改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進めることとし、以下のとおり取り組む。

① 第1段階として、平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行う。これらの改革に当たっては、地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革を行う。また、賃上げへの配慮措置や地域で雇用を支える中堅企業の負担増の軽減措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。（後段略）

② 第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

イ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

## 平成27年度税制改正大綱（中小法人関係部分抜粋）

（平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党）

### 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

#### I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

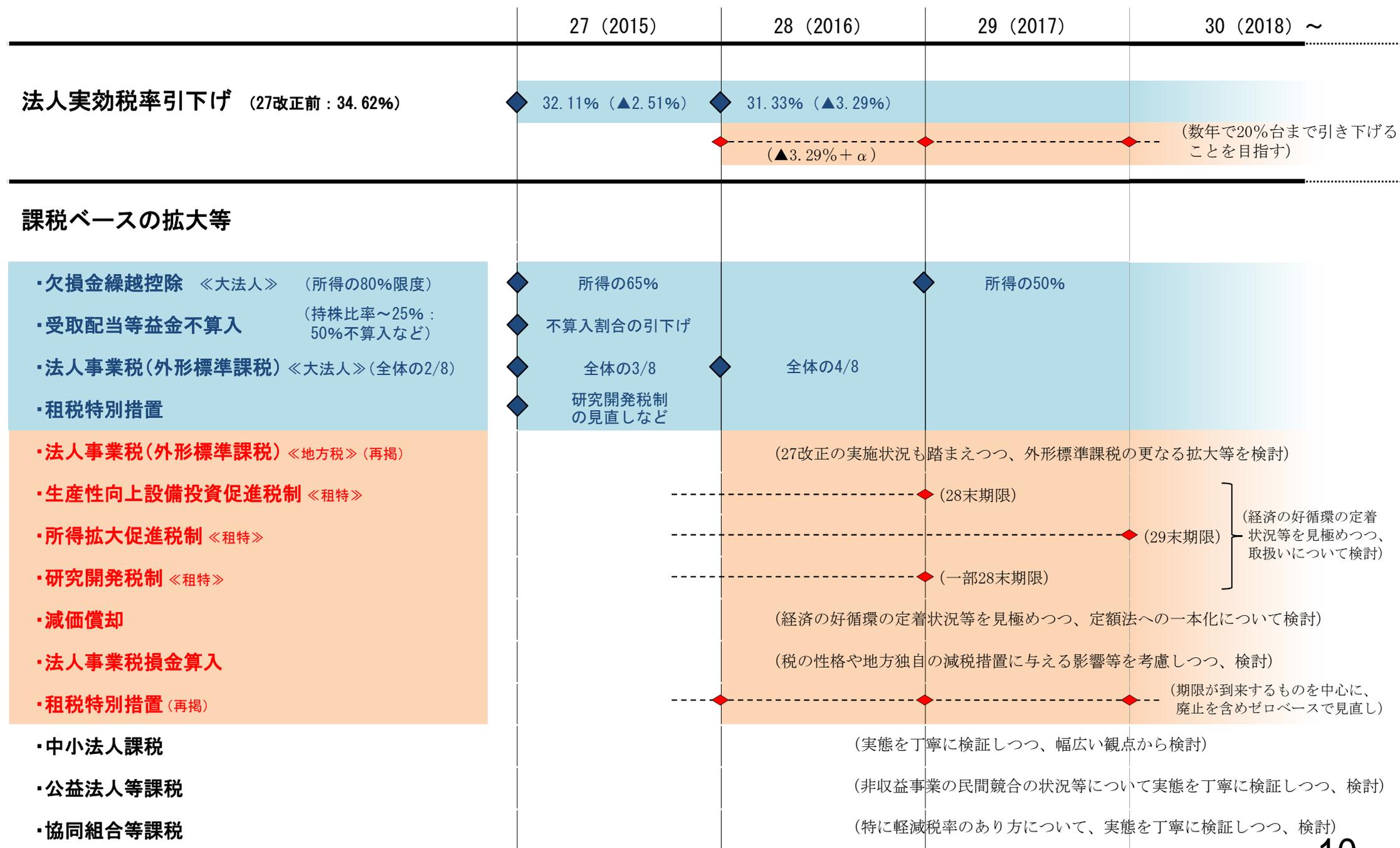
##### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

###### (2) 改革の枠組み

- ③ 全法人の99%を占める中小法人（資本金1億円以下）については、軽減税率や各種の政策税制（例えば、中小企業投資促進税制）が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において、大法人と異なる扱いが認められている。

中小法人の実態は、大法人並みの多額の所得を得ている法人から個人事業主に近い法人まで区々であることから、そうした実態を丁寧に検証しつつ、資本金1億円以下を中小法人として一律に扱い、同一の制度を適用していることの妥当性について、検討を行う。その上で、中小法人のうち7割が赤字法人であり、一部の黒字法人に税負担が偏っている状況を踏まえつつ、中小法人課税の全般にわたり、各制度の趣旨や経緯も勘案しながら、引き続き、幅広い観点から検討を行う。

# 与党税制改正大綱（26年12月30日）に示された法人税改革の枠組み（イメージ）



### 第3章 経済再生と財政健全化の好循環

#### 1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方

##### (法人税改革)

日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。

そのため、数年で法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。この引下げは、来年度から開始する。

財源については、アベノミクスの効果により日本経済がデフレを脱却し構造的に改善しつつあることを含めて、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するよう、課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。

実施に当たっては、2020年度の国・地方を通じた基礎的財政収支の黒字化目標達成の必要性に鑑み、目標達成に向けた進捗状況を確認しつつ行う。

## 1. 法人税改革の趣旨

国・地方の法人税率の3分の1を地方法人課税が占めることを考えれば、地方法人課税の見直しは、法人税改革の重要な柱である。地方税は行政サービスの対価を広く受益者で負担するという「応益課税」の考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税を含む地方税全体のあり方と、そのなかでの法人課税の位置づけを再検討することが必要である。立地競争力を高めたり、新規開業を促したりすることは、地方の経済活力においてもきわめて重要であり、その意味でも法人に過度に依存することがないよう法人課税の位置づけを再検討しなければならない。

地方法人課税については、応益課税の観点から、企業間で広く薄く負担を担う構造にすることが必要である。応益課税としての性格の明確化や税収の安定化といった趣旨で、平成15年度には法人事業税の外形標準課税が資本金1億円超の法人を対象に導入され、すでに定着している。この外形標準課税についても、事業活動規模に対し課す税として企業間でより広く薄く負担を担う構造にするために一段の見直しが求められる。また、国税と同様、企業の選択を歪めないという中立の観点からの見直しも必要である。

法人税改革は、必ずしも単年度での税収中立である必要はない。また、法人税の枠内でのみ税収中立を図るのではなく、法人税の改革に関連し、他の税目についても見直しを行う必要がある。しかし、恒久減税である以上、恒久財源を用意することは鉄則である。企業は長期の見通しに立って事業を行うために、法人税を頻繁に見直すことは望ましくなく、この観点からも恒久財源を手当てしておくことが必要である。

## 2. 具体的な改革事項

### (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

#### ② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

また、外形標準課税が全法人の1%未満である資本金1億円超の企業のみを対象にすることは、行政サービスの受益者が広くその費用を負担するという地方税の趣旨に反するため、外形標準課税の趣旨に沿って、資本金1億円以下の法人についても付加価値割を導入すべきとの意見が多く出された。

このため、法人事業税における付加価値割の拡大、対象法人の拡大を行うべきである。その際は、創業会社や中小法人への配慮などを検討すべきである。

現在、資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数は、いずれも企業規模をみる指標としては意味が薄れている。このため、法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

また、行政サービスの受益を広く負担し合う地方税の趣旨に鑑みれば、法人所得に過度に依存することなく、住民税や固定資産税等のあり方も含めて検討していくことが必要である。

## 「法人税の改革について」(抜粋③)

平成26年6月27日  
政府税制調査会

### 3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

今般の法人税の改革においては、法人税の枠内にとどまらず、他の税目についても見直しを行うべきとの意見が多く出された。諸外国の法人税改革でも、単に法人税の改革を行うのではなく、所得税、消費税、資産税などを含めた税制全体の改革を行っている。政府税制調査会において、引き続き広く見直しの検討を行っていくことが必要である。

法人税改革に関連するその他の対応としては次の事項が重要である。

#### (2) その他の対応

##### (c) 住民税や固定資産税

地方税については、行政サービスの受益に応じてその費用を広く分担するという考え方が重要であることを踏まえ、住民税や固定資産税等について充実を検討すべきである。

# 地方法人課税について

## 1 法人事業税

- (1) 法人事業税の外形標準課税と所得割
- (2) 適用対象法人（事業）に関する指摘
  - ① 収入金額課税法人（電気・ガス・保険）
  - ② 中小法人のあり方等
  - ③ 連結納税対象法人
- (3) 課税標準のあり方
  - ① 付加価値割と資本割
    - ※ 資本割の課税標準
  - ② 収入割（再掲）
- (4) 外形標準課税の拡大と法人事業税の分割基準
- (5) 地方法人特別税（所得割及び収入割）

## 2 法人住民税

- (1) 法人税割の更なる交付税原資化
- (2) 法人住民税法人税割の分割基準
- (3) 法人住民税均等割

## 3 地方法人課税の偏在是正

- (1) 税収の偏在の状況
- (2) 法人住民税法人税割のさらなる交付税原資化（再掲）
- (3) 地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討

## 4 他税目との関係

- (1) 個人事業税
- (2) その他

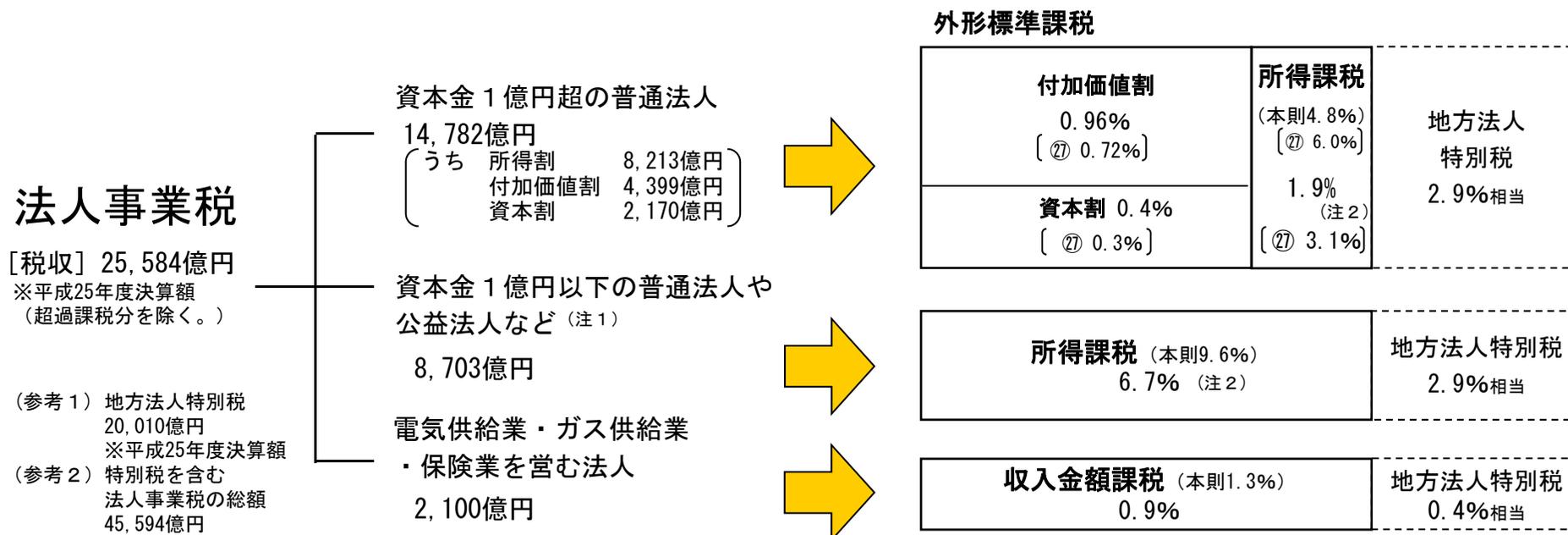
# 法人事業税

## 法人事業税の概要

- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。

(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。

- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設。(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元。)



(注) 1 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については4.6%の税率が適用される(本則6.6%)。

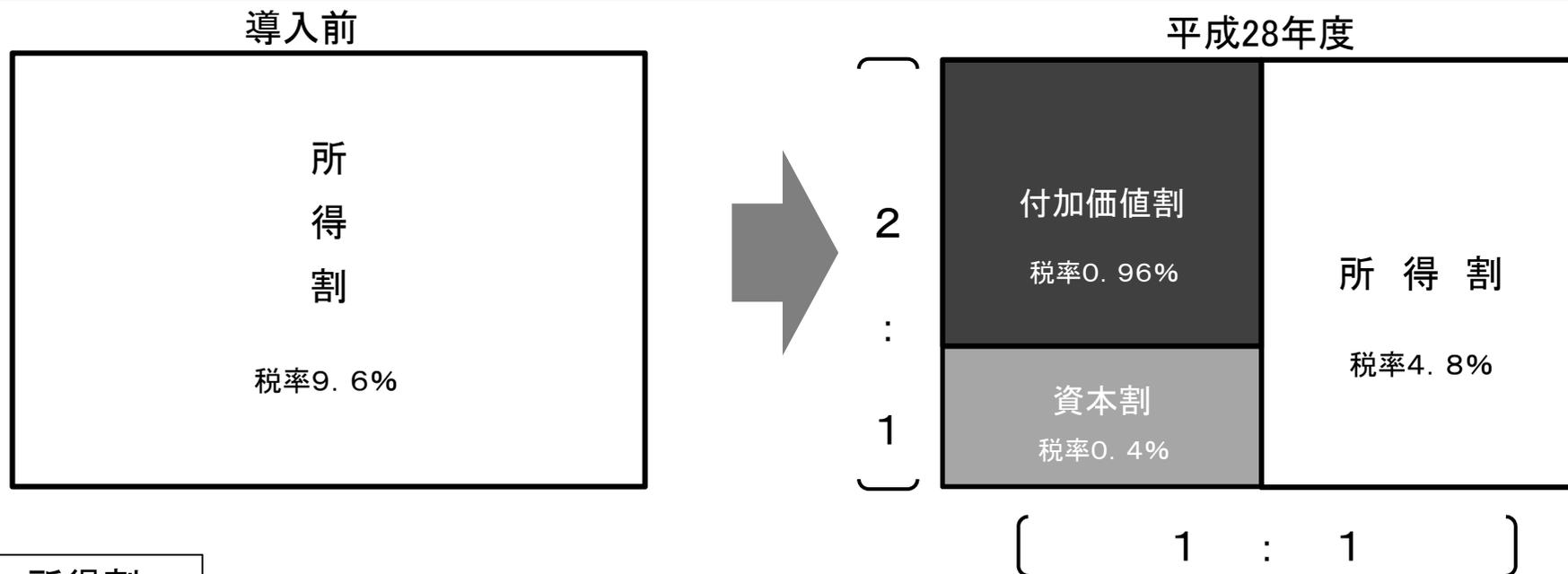
2 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。

※ 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。

※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

## 外形標準課税制度の概要（平成27年度改正後の平成28年度からの姿）

資本金1億円を超える法人が対象（平成25年度では全法人中約1%（2.3万社／246万社））



所得割

法人の所得によって課税（税率4.8%）

付加価値割

法人の付加価値額によって課税

付加価値額

$$= \left[ \begin{array}{c} \text{収益配分額} \\ \text{（報酬給与額※+純支払利子+純支払賃借料）} \end{array} + \text{単年度損益} \right] \times 0.96\%$$

※雇用安定控除（収益配分額の7割を超える報酬給与額を控除）有り

資本割

法人の資本金等の額によって課税（1千億円超部分の割り落とし、持株会社の特例有り）

資本金等の額

$$= \left[ \begin{array}{c} \text{資本金又は出} \\ \text{資金の額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{資本金の額又は出資金の額以外の} \\ \text{金額の増減額} \end{array} \right] \times 0.4\%$$

## 外形標準課税の拡大幅と年数

### ○ 拡大のイメージ

- (1) 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を2年間で1/2に拡大する。  
 (所得割:外形課税=1:1) 例:②73/8 →②84/8
- (2) 法人事業税の1/4に導入されている外形標準課税を3年間で5/8に拡大する。  
 (現行の所得割の1/2を外形標準課税に振り替え) 例:②73/8 →②84/8 →②95/8

#### (1) 1/2外形化の場合

所得割の税率(※)

7.2%→6.0%→4.8%

法人実効税率 ▲1.5%

外形標準課税	所得割 7.2%
--------	-------------



外形標準課税	所得割 4.8%
--------	-------------

#### (2) 5/8外形化の場合

所得割の税率(※)

7.2%→6.0%→4.8%→3.6%

法人実効税率 ▲2.3%

外形標準課税	所得割 7.2%
--------	-------------



外形標準課税	所得割 3.6%
--------	-------------

※ 所得割の所得400万円以下、400万円超から800万円以下の税率は、比例的に措置する。  
 また、所得割の税率には地方法人特別税を含む。

## 法人事業税収入割の概要

$$\text{事業税額} = \text{課税標準} \times \text{税率}(0.9\%)$$

	電気供給業	ガス供給業	生命保険業	損害保険業	少額短期保険業
課税標準	収入すべき金額－控除すべき金額		収入保険料 × 一定割合(付加保険料率)		
導入年度	昭和24年度		昭和29年度	昭和30年度	平成18年度
平成25年度 税額(億円) (超過課税額)	947 (24)	240 (13)	382 (17)	149 (6)	48百万円 (1.4百万円)

※ 税額は、平成25年度において調定したもののうち現事業年度に係る金額を記載

※ 本則税率は1.3%である

## 平成27年度税制改正大綱（収入金額課税関係部分抜粋）

（平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党）

### 第三 検討事項

17 現在、電気供給業、ガス供給業及び保険業については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する。

## 中小企業等の範囲について

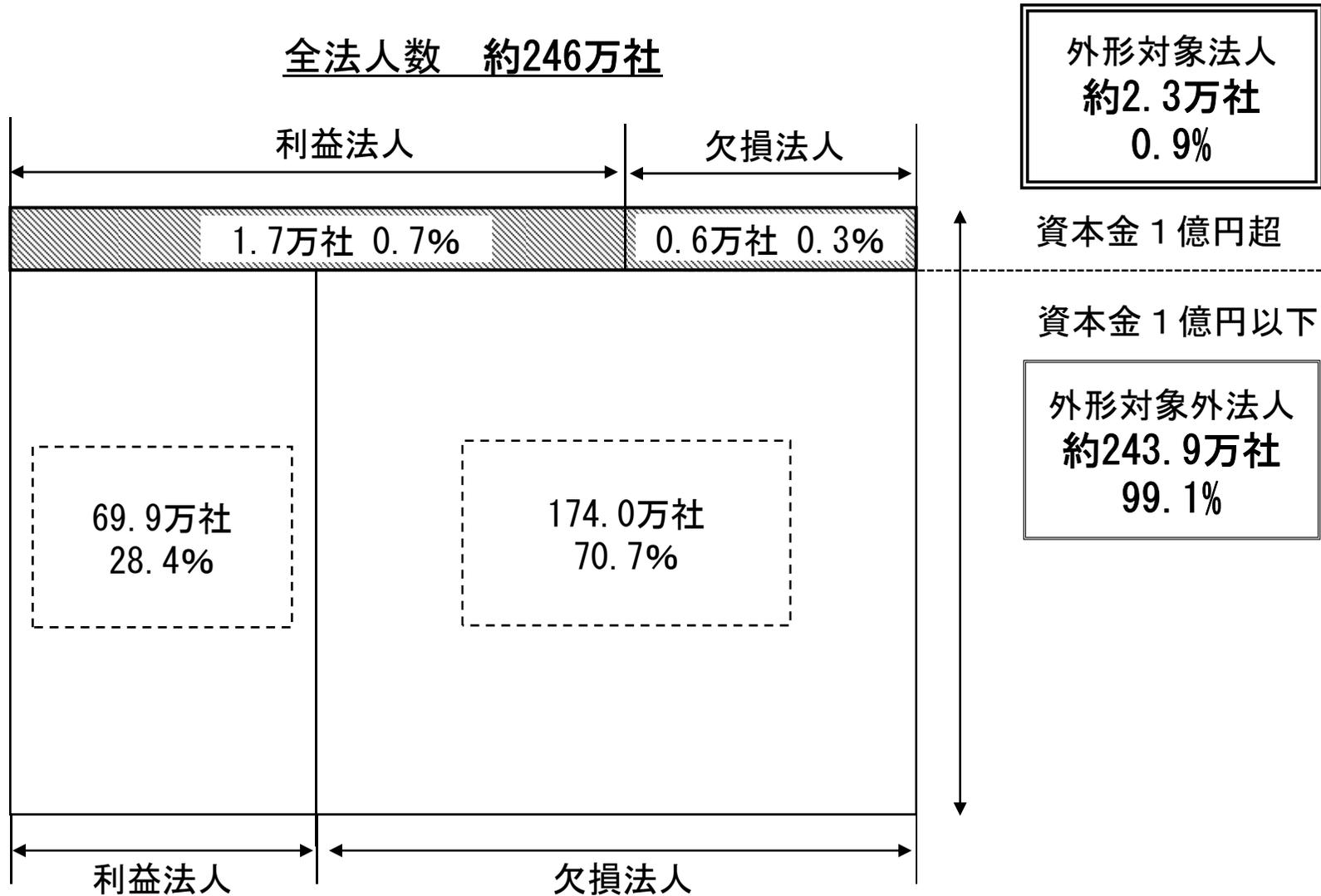
	製造業・その他	卸売業	小売業	サービス業
中小企業基本法	3億円以下 300人以下 (99.7%)	1億円以下 100人以下 (99.3%)	5000万円以下 50人以下 (99.7%)	5000万円以下 100人以下 (99.8%)
小規模事業者 (※)	20人以下 (90.1%)	5人以下 (85.3%)		
法人税法 (軽減税率及び中小法人向け租税 特別措置の対象)	1億円以下 (98.7%)			
地方税法 (外形標準課税の対象外及び中小 法人向け税負担軽減措置の対象)	1億円以下 (99.0%)			

※ 小規模事業者は、「小規模企業振興基本法(小規模基本法)(平成26年6月27日施行)」において支援の対象とされている。

注) 表中の( )は全法人に占める割合を表し、各割合の算出方法は次のとおり。

- ① 中小企業基本法:「中小企業白書2014-付属統計資料-」の1表「産業規模別事業所・企業数(企業ベース)」による。
- ② 法人税法:「平成25年度会社標本調査結果」の第1表総括表による。
- ③ 地方税法:「平成25年度道府県税の課税状況に関する調」の第23表及び36表による。

外形標準課税対象法人数（平成25年度）



(注) 1 法人数は、平成25年2月1日から平成26年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成25年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人(2,776社)は含まれていない。  
 2 端数処理のため、計が一致しない箇所がある

# 「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」(抜粋)

平成12年7月  
政府税制調査会

## 第二 個別税目の現状と課題

### 二 法人課税

#### 2. 法人事業税

##### (4) 法人事業税への外形標準課税の導入

###### 4) 改革に伴う諸課題

###### ロ．税負担等への配慮に関する課題

###### (イ) 中小法人の取扱い

中小法人は、一般的に、収益性が低く、担税力も弱いケースが多いと考えられることから、外形標準課税の導入に当たっては、中小法人についての特別な配慮が必要ではないかとの指摘があります。

この点については、外形基準による課税は、本来、事業活動規模に応じた課税を行うものであるため、事業活動規模が小さい法人の場合は、それに見合った税負担にとどまるものである点を基本として考えるべきです。したがって、外形基準による課税の下では、利益計上法人の場合、例えば、中小企業と大企業が同額の利益を計上していれば中小企業の方が税負担は低くなるということとなります。しかしながら、規模が小さな法人については、課税の中立性・公平性の確保の観点や、応益原則に基づいた薄く広い税負担の実現という観点を踏まえつつ、その担税力に配慮することが適切と考えられることから、外形標準課税の導入の際には、中小法人に対する一定の配慮を行うことが必要ではないかと考えます。

考えられる方策としては、軽減税率方式、基礎控除方式、免税点方式、導入率変更方式などがありますが、外形標準課税の導入意義や各配慮方策の本来の趣旨などを踏まえ、薄く広く税負担を求めるといった観点から検討することが適切であると考えます。

## 地方法人課税の税率

法人事業税	課税所得	800万円超	400万円超 800万円以下	400万円 以下
	中小法人 (資本金1億円以下)	9.6%	7.3%	5.0%
	外形標準課税対象法人 (資本金1億円超)	4.8%	3.7%	2.5%
	(参考)法人税 中小法人(資本金1億円以下)	23.9%	19%(平成29年3月31日まで15%)	
<p>※ 中小法人で3以上の都道府県に事務所等を設け、かつ、資本金1,000万円以上であるものについては、軽減税率の適用はなく9.6%の税率が適用される。</p> <p>※ 外形標準課税対象法人で3以上の都道府県に事務所等を設けているものについては、軽減税率の適用はなく4.8%の税率が適用される。</p> <p>※ 外形標準課税対象法人には、別途、付加価値割及び資本割が課される。</p> <p>※ 税率は平成28年度以降のものであり、地方法人特別税を含む。</p>				
法人住民税 法人税割	<p style="text-align: center;"><b>法人の規模にかかわらず、一定の税率</b></p> <p>※ 課税標準が法人税額のため、法人税(国税)の軽減税率(資本金1億円以下法人の年800万円以下の所得について、租特適用後で15%)の影響を受ける</p>			
法人住民税 均等割	<p><b>資本金等の額及び従業者数に応じた税率</b></p>			

## 「法人税の改革について」(抜粋)

平成26年6月27日  
政府税制調査会

### 2. 具体的な改革事項

#### (6) 中小法人課税の見直し

##### ② 改革の方向性

##### i) 中小法人の範囲について

企業規模を見る上での資本金の意義は低下してきており、資本金基準が妥当であるか見直すべきである。仮に資本金基準を継続する場合でも、中小法人に対する優遇措置の趣旨に鑑みれば、真に支援が必要な企業を対象を絞り込むべきであり、1億円という水準の引下げや、段階的基準の設置などを検討する必要がある。特に会計検査院からの「多額の所得を得ながら中小企業向け優遇税制を受けている企業が存在する」との指摘への対応は必要である。

## 会計検査院による意見表示(抜粋)

### 【中小企業者に対する法人税率の特例について(平成22年10月26日付け財務大臣・経済産業大臣あて)】

多額の所得があり担税力が弱いとは必ずしも認められない中小企業者が、中小企業者に対する法人税率の特例の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱で担税力の弱い中小企業者を支援するという中小企業者に対する法人税率の特例を定めている法人税法の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえて中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲について検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

### 【中小企業者に適用される租税特別措置について(平成22年10月26日付け財務大臣・経済産業大臣あて)】

財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている事態が見受けられたことから、財務省及び経済産業省において、地域経済の柱となり雇用の大半を担っている財務状況が脆弱な中小企業者を支援するという当該特別措置の趣旨に照らして有効かつ公平に機能しているかの検証を踏まえ、中小企業者に適用される特別措置の適用範囲について検討するなどの措置を講ずるよう意見を表示する。

## 公益法人等、協同組合等に係る地方法人課税について

※ 税率は、平成26年度  
改正後の標準税率。

		公益法人等・人格のない社団等	特別法人													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公益法人等：法人税と同様</li> <li>・ 人格のない社団：法人格のない社団・財団で代表者等の定めがあり、かつ収益事業を行うもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協同組合等（法人税と同様）及び医療法人</li> </ul>													
<b>法人事業税</b> (地方法人特別税を含む)		収益事業のみ	全ての事業 ※ 但し、医療法人については社会保険診療に係る部分は実質非課税													
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">【税率】</td> <td style="text-align: right;">所得の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">400万円以下</td> <td style="text-align: right;">5.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">400万円超800万円以下</td> <td style="text-align: right;">7.3%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">800万円超</td> <td style="text-align: right;">9.6%</td> </tr> </table>	【税率】	所得の	400万円以下	5.0%	400万円超800万円以下	7.3%	800万円超	9.6%	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">【税率】</td> <td style="text-align: right;">所得の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">400万円以下</td> <td style="text-align: right;">5.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">400万円超</td> <td style="text-align: right;">6.6%</td> </tr> </table>	【税率】	所得の	400万円以下	5.0%	400万円超
【税率】	所得の															
400万円以下	5.0%															
400万円超800万円以下	7.3%															
800万円超	9.6%															
【税率】	所得の															
400万円以下	5.0%															
400万円超	6.6%															
<b>法人 住民税</b>	<b>法人 税割</b>	収益事業のみ ※ 但し、社会福祉法人、更生保護法人並びに学校法人等については、収益事業による所得の9割以上を本来の事業に充当する場合には、収益事業には含まない。	全ての事業													
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">法人税額の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">【税率】 都道府県</td> <td style="text-align: right;">3.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">市町村</td> <td style="text-align: right;">9.7%</td> </tr> </table>		法人税額の	【税率】 都道府県	3.2%	市町村	9.7%	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">法人税額の</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">【税率】 都道府県</td> <td style="text-align: right;">3.2%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">市町村</td> <td style="text-align: right;">9.7%</td> </tr> </table>		法人税額の	【税率】 都道府県	3.2%	市町村	9.7%	
	法人税額の															
【税率】 都道府県	3.2%															
市町村	9.7%															
	法人税額の															
【税率】 都道府県	3.2%															
市町村	9.7%															
	<b>均等割</b>	<b>【税率】 最低税率</b> (都道府県2万円 市町村5万円) ※ 但し、日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人等については、収益事業を行わない場合には、非課税とする。	<b>【税率】 資本金等の額及び従業者数の規模に応ずる税率</b>													
(参考) <b>地方法人税</b>		収益事業のみ	全ての事業													
		<b>【税率】</b> 法人税額の4.4%	<b>【税率】</b> 法人税額の4.4%													

# 事業税における社会保険診療報酬等に係る特例措置について

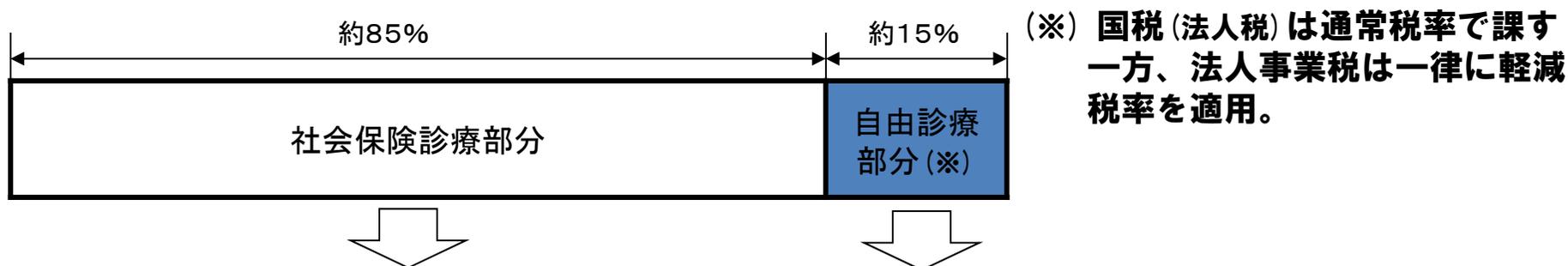
## 1 社会保険診療報酬に対する実質的非課税措置（平成25年度減収額：1,082億円）

医業を営む個人及び医療法人の所得の計算上、社会保険診療につき支払いを受けた金額は益金の額に算入せず、また、経費は損金の額に算入しないことにより、社会保険診療報酬を実質的に非課税。

⇒ **国税（法人税・所得税）においては課税とする一方、地方税である事業税は一律に課税できない形。**

## 2 医療法人の自由診療報酬に対する軽減税率の適用（平成25年度減収額：35億円）

自由診療報酬に係る所得のうち年400万円を超える部分について税率を軽減。



**非課税**

	医療法人	(参考) 資本金1億円以下の 普通法人
所得 年400万円以下	5.0%	5.0%
年400万円超800万円以下	<b>6.6%</b>	7.3%
年800万円超	<b>軽減税率</b>	9.6%

※税率は、地方法人特別税の税率を含む。

## 平成27年度税制改正大綱（社会保険診療関係部分抜粋）

（平成26年12月30日）  
自由民主党  
公明党

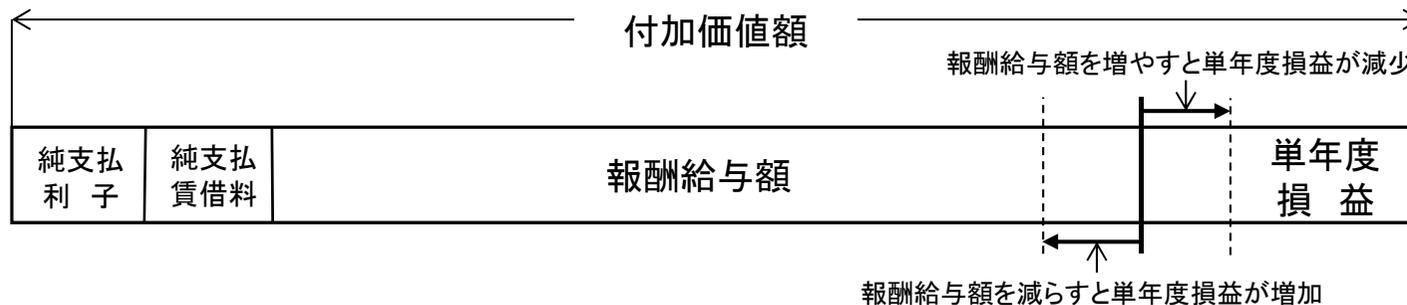
### 第三 検討事項

- 16 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

## 法人事業税付加価値割の概要

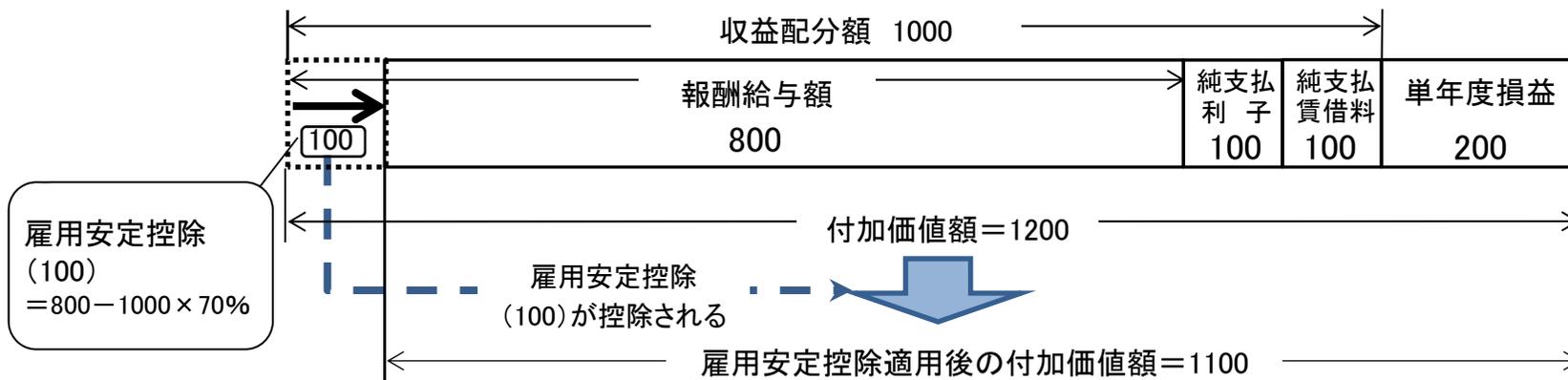
- 付加価値割の課税標準である「付加価値額」は、他の条件が同じであれば、報酬給与額が増加しても税額が増加しない仕組み。
- その上でさらに、雇用に配慮し、報酬給与額の比率が高い法人については、付加価値額から一定額を控除し負担を軽減。

- ◆ 報酬給与額が増減しても単年度損益と相殺されることにより、付加価値額は変わらず、税額は一定



- ◆ 報酬給与額が収益配分額の70%を超える場合、付加価値額から雇用安定控除額を控除する。

※ 雇用安定控除額 = 「報酬給与額」-「収益配分額」× 70%



## 法人事業税資本割の概要

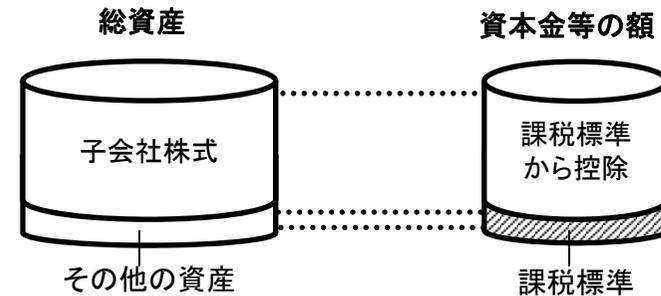
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \times 0.4\% \quad (\text{㉔} \sim)$$

資本金等の額

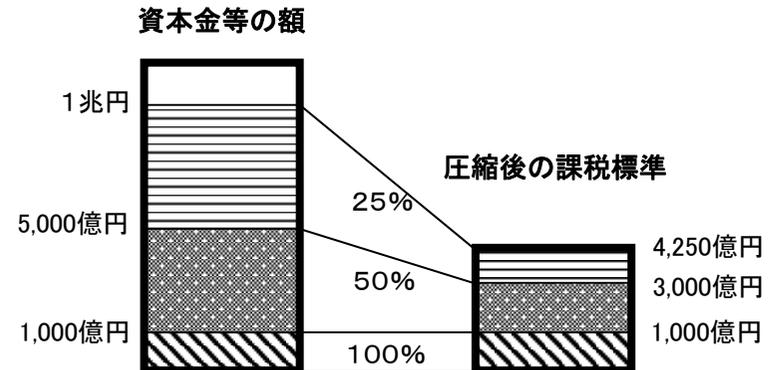
=

法人税法に規定する資本金等の額  
又は連結個別資本金等の額

※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える部分について割落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

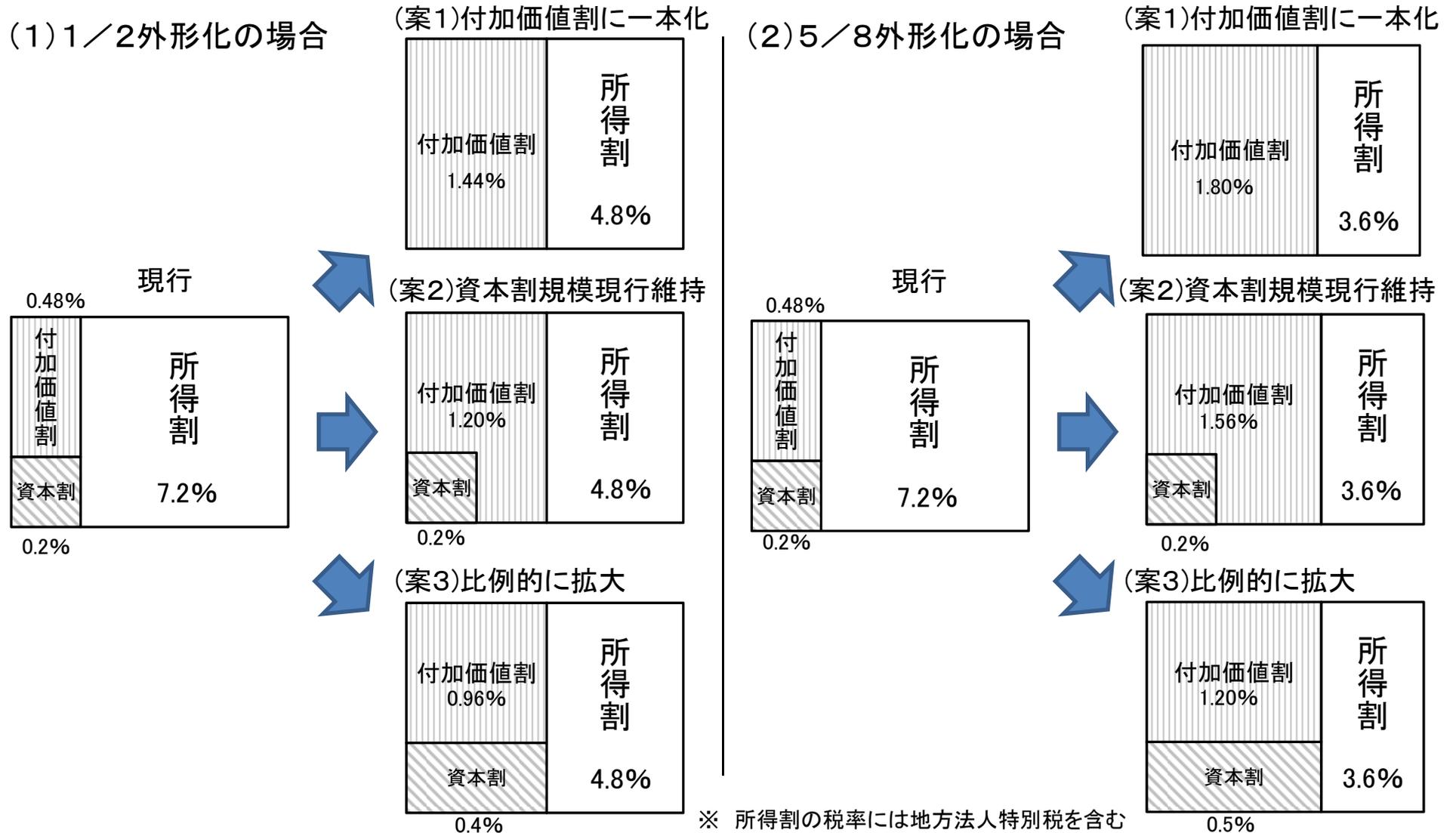


※3 無償減資等の額を控除し、無償増資等の額を加算。

※4 この他、個別法人（空港会社、JR等）に対する特例がある。

# 外形標準課税の拡大幅(イメージ)と資本割の税率

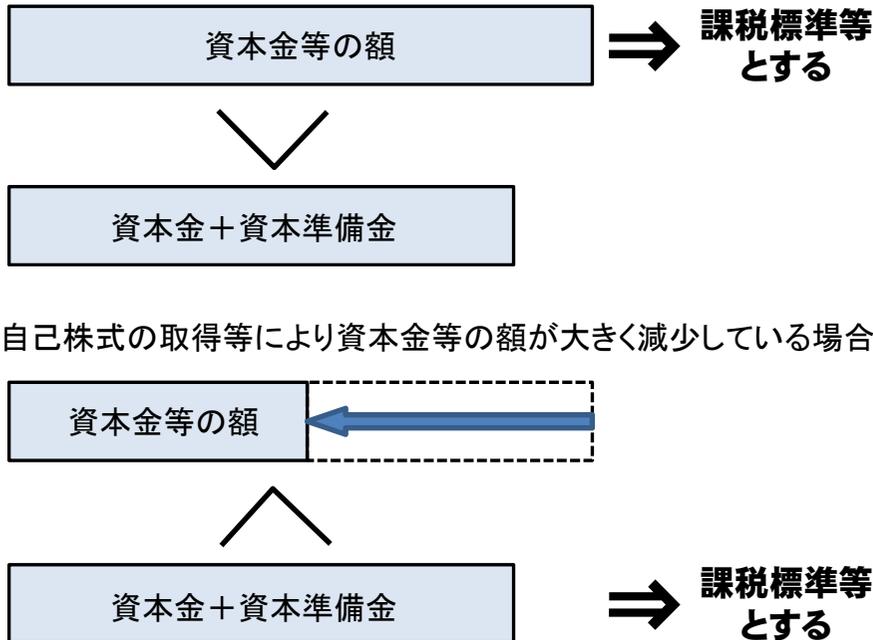
- (案1) 資本割を廃止して付加価値割に一本化
- (案2) 資本割は現行の0.2%を維持し、拡大は付加価値割で実施
- (案3) 資本割と付加価値割を比例的に拡大



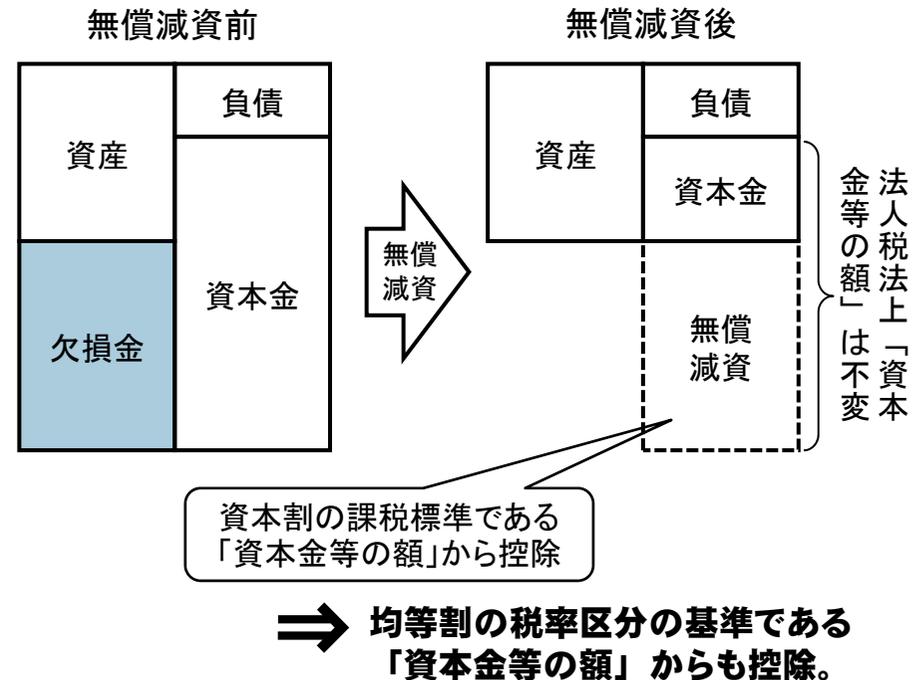
## 法人事業税資本割の課税標準の見直し等(平成27年度改正)

- 法人事業税資本割の課税標準及び法人住民税均等割の税率区分の基準(以下、「課税標準等」という。)を、原則、従来どおり下記①としつつ、①が②を下回る場合に②とする。
  - ① 法人税法上の「資本金等の額」
  - ② 「資本金」と「資本準備金」の合計額 (いずれも、法人税申告書別表5(1)に記載される額)
- 法人住民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、法人事業税資本割と合わせて、「資本金等の額」から無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置を講じることとする。

〔原則〕



〔自己株式の取得等により資本金等の額が大きく減少している場合〕



## 2. 具体的な改革事項

### (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

#### ② 改革の方向性

外形標準課税について、平成19年の政府税制調査会では次のように答申されている。「外形標準課税は、多数の法人が法人事業税を負担していないという状況の是正を図るとともに、法人所得に対する税負担を軽減する一方、付加価値等に対して課税するものであり、応益性の観点から、将来的には外形標準課税の割合や対象法人を拡大していく方向で検討すべきである」(『抜本的な税制改革に向けた基本的考え方』)

この方向に沿って、現在の付加価値割の比重を高め、法人所得に対する税負担を軽減していくことが望ましい。あわせて、事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えることが望ましい。

## 4 税制における是正方策と地方法人課税のあり方

### (2) 地方法人課税のあり方

#### ④ 法人事業税所得割

地方法人所得課税のうち法人事業税所得割については、法人事業税が法人の行う事業そのものに対して課税する税であり、事業活動を行う地域の地方団体が提供する行政サービスに対する受益者負担の観点から法人住民税法人税割よりも重視して考える必要があることを踏まえ、外形標準課税化、その中でも、付加価値割を充実させていくことを基本とすべきである。

## 平成27年度税制改正大綱（抜粋）

平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党

### 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

#### I デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置

##### 1 成長志向に重点を置いた法人税改革

###### (2) 改革の枠組み

平成27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。その際、2020年度の基礎的財政収支黒字化目標との整合性を確保するため、制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、恒久財源をしっかりと確保する。

税率引下げと課税ベースの拡大等の改革は、大きく分けて2段階で進めることとし、以下のとおり取り組む。

###### ①（略）

② 第2段階として、平成28年度税制改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、平成28年度における税率引下げ幅の更なる上乘せを図る。さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。このため、以下をはじめとして、幅広く検討を行う。

イ 大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成27年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

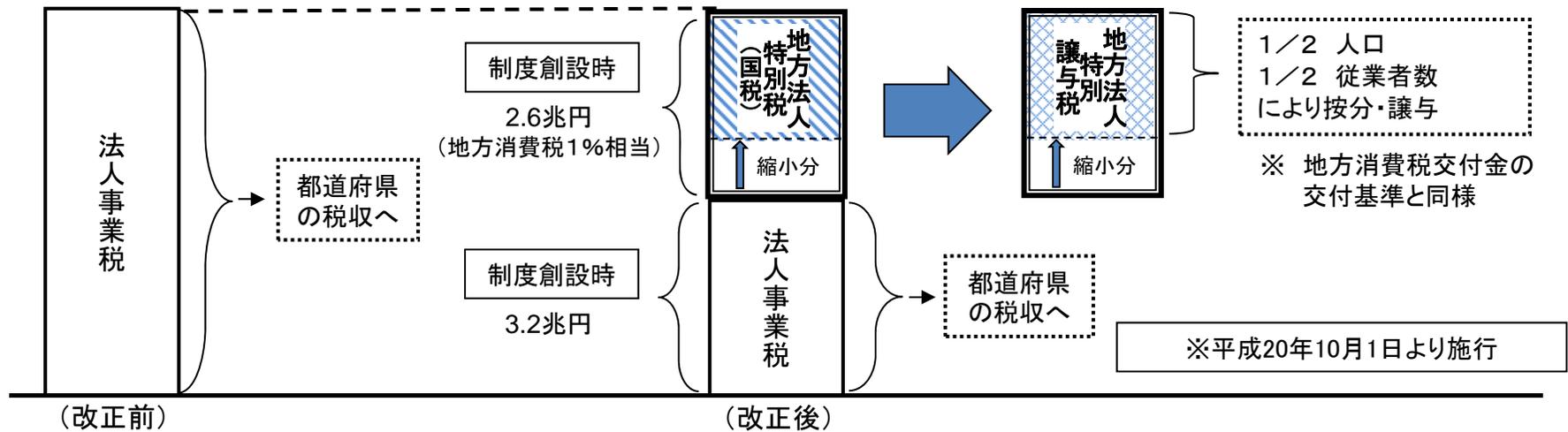
# 地方法人特別税・譲与税

## 地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

→ (平成26年度改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



(単位: 億円)

	制度創設時の想定	H25実績	H26実績 (見込)	H27地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,496	24,830	26,413
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	19,803	23,879	21,234
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲2,529	▲3,318	▲3,334
東京都	▲3,197	▲1,906	▲1,859	▲2,172
愛知県	▲414	▲275	▲1,172	▲1,006
大阪府	▲265	▲221	▲122	▲65

税源の偏在是正の観点から、  
制度創設時において、地方消費税1%分に  
相当する法人事業税を、地方消費税交付金  
の交付基準と同じ基準で譲与することとし  
たもの

# 法人事業税・地方法人特別税

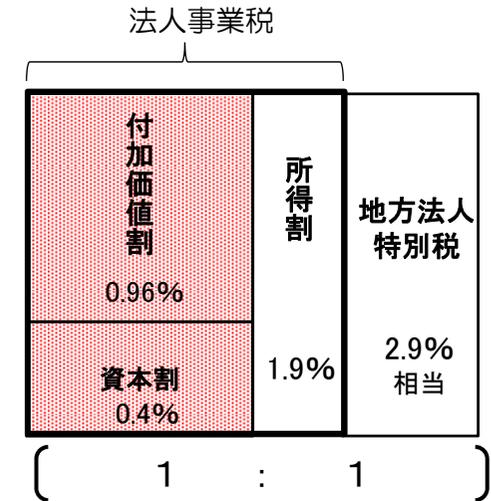
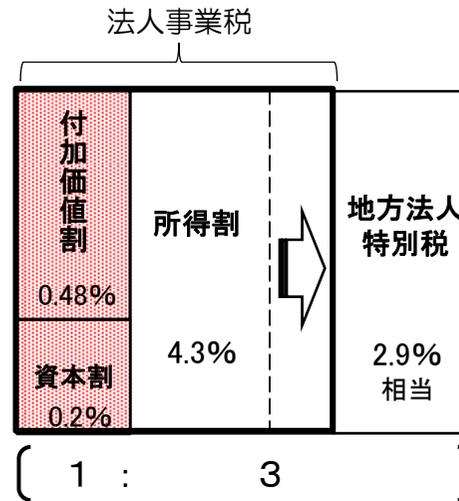
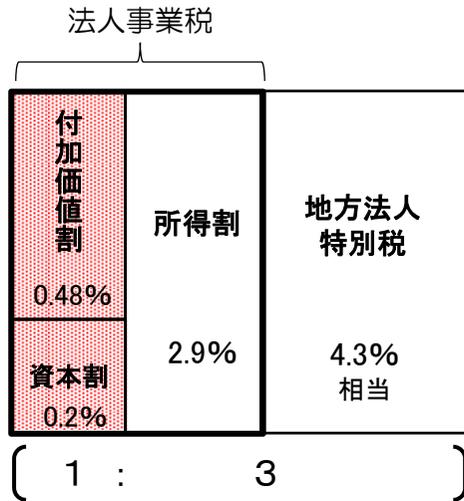
 : 外形課税部分

[25年度まで]

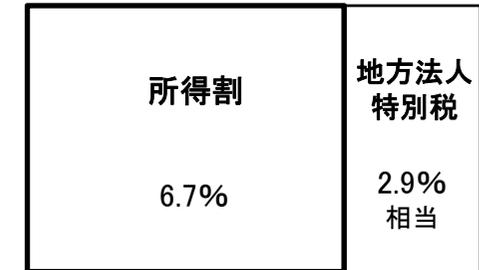
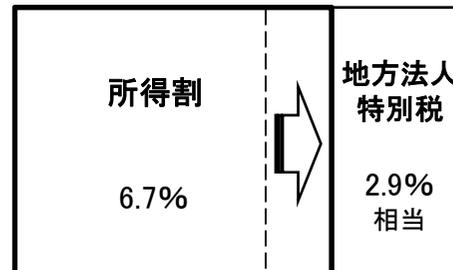
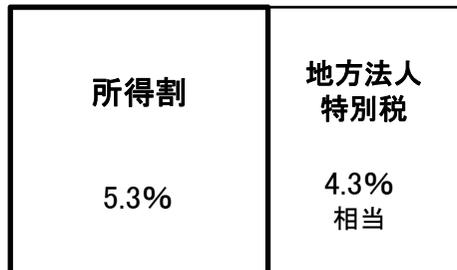
[26年度]

[28年度以降]

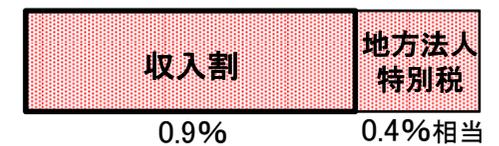
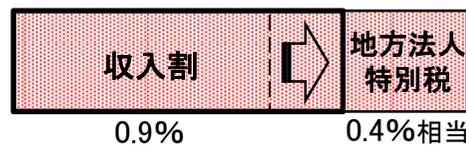
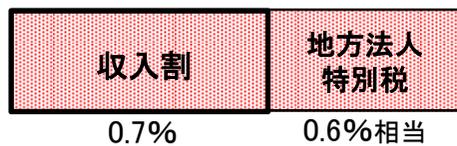
【外形対象法人】



【中小法人等】



【収入金額課税法人】



# 法人住民税

## 法人住民税の概要

- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。

### 法人住民税

[税収]

都道府県：7,359億円

市町村：19,106億円

#### 均等割

資本金等の額等に応じて定額の負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：2～80万円(制限税率なし)

市町村民税：5～300万円(制限税率は標準税率の1.2倍)

[税収] 都道府県：1,382億円 市町村：4,008億円

#### 法人税割

法人税額に応じた負担を求めるもの

[税率] 道府県民税：法人税額の3.2% [法人所得の0.82%相当] (制限税率4.2%)

市町村民税：法人税額の9.7% [法人所得の2.47%相当] (制限税率12.1%)

[税収] 都道府県：5,977億円 市町村：15,098億円

\* 税収は、平成25年度決算額（超過課税を含まない。）

## 平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

### [消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

#### 1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[ ]:制限税率

(都道府県分) 5.0% [ 6.0%] → 3.2% (△1.8%) [ 4.2%]  
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% (△2.6%) [12.1%]

#### 2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税込額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

### [消費税率10%段階]

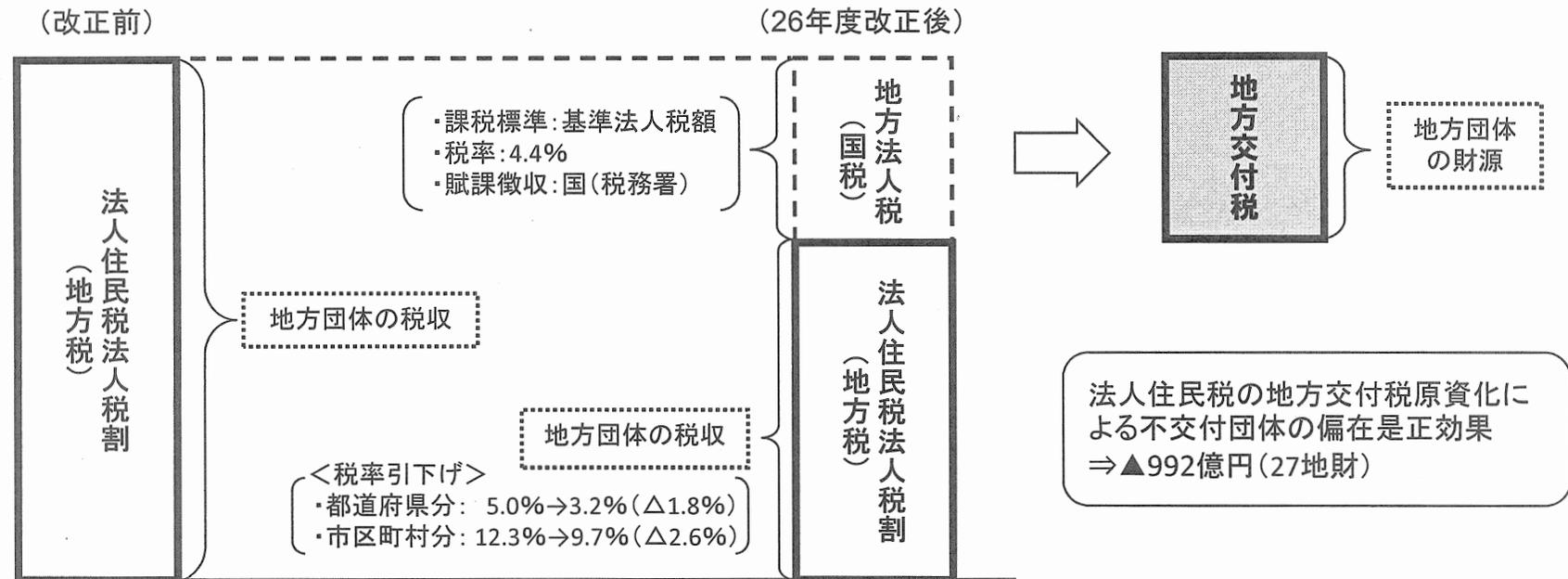
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

## 地方法人税の概要

- 消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに合せて、地方法人税(国税)を創設し、税収全額を地方交付税原資化。
- 地方法人税の納税義務者は法人税と同様であり、法人税額(所得税額控除等の適用前)に対し4.4%の付加税。  
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

(参考) 27年度税収：地方法人税0.5兆円 法人住民税法人税割2.2兆円 (※27年度税収は26年度改正の影響が平年度化していない)

### <法人住民税の地方交付税原資化の仕組み>



(参考)

○平成26年度与党税制改正大綱 平成25年12月12日(抄)

・地方法人課税の偏在是正

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

○平成27年度与党税制改正大綱 平成26年12月30日(抄)

・地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

## 法人住民税均等割の税率

道府県民税均等割は法人の資本金等の額、市町村民税均等割は法人の資本金等の額と従業者数により税率を設定

		道府県民税	市町村民税	
			市町村内に有する事務所等の従業者数の合計数	
			50人超	50人以下
資本金等の額	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	

## 「法人税の改革について」(抜粋)

平成26年6月27日  
政府税制調査会

### 2. 具体的な改革事項

#### (8) 地方法人課税の見直し(法人事業税を中心に)

##### ② 改革の方向性

(前略)

現在、資本金等の額と従業者数に基づいた区分に応じ課税されている法人住民税均等割についても増額し、法人所得に対する税負担を軽減することが望ましい。また、資本金等の額や従業者数は、いずれも企業規模をみる指標としては意味が薄れている。このため、法人住民税均等割の増額について、新たな指標の作成や区分の再検討を含めて検討すべきである。

(後略)

# 地方法人課税の偏在是正

## 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(概要)

平成25年11月

税制抜本改革法第7条第5号の規定を踏まえて、地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方等の見直しを行うための考え方をまとめるべく、総務大臣からの要請に基づき、平成24年9月に地方財政審議会に検討会(座長:神野直彦東京大学名誉教授)を設置し、計16回開催して議論を重ねた結果、報告書を取りまとめた。

### [地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について]

- 地方自治の原則は「税」であること、受益と負担の関係等から、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系の構築が原則。その上でなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則。
- 地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税1%相当額との税源交換等を念頭に置きつつ、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置。
- 地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべき。
- 地方法人所得課税は、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいこと等から、
  - ・ 法人住民税法人税割 → 都道府県分及び市町村分の交付税原資化
  - ・ 法人事業税所得割 → 外形標準課税の拡充(付加価値割の充実等)を指すべき。

[地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について]

- 地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要。
- 地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべき。
- 今回の税制抜本改革においては既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号ロの規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべき。
- 地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべき。法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内にとどまる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないか。

(参考) 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(抄)

第7条

5 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

# 平成26年度税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正関係）

平成25年12月12日  
自由民主党  
公明党

## 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

### 2 税制抜本改革の着実な実施

#### (2) 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税（仮称）を創設して、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

## 平成27年度税制改正大綱（地方法人課税の偏在是正関係）

平成26年12月30日  
自由民主党  
公明党

### 第一 平成27年度税制改正の基本的考え方

#### Ⅲ 社会保障・税一体改革

##### 1 消費税率10%への引上げ時期の変更

経済再生と財政健全化を両立するため、平成27年10月に予定していた消費税率10%への引上げ時期を平成29年4月とする。社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの信認を高めるために財政健全化を着実に進める姿勢を示す観点から、平成29年4月の消費税率10%への引上げは、「景気判断条項」を付さずに確実に実施する。

##### 2 消費税率引上げ時期の変更に伴う対応

##### (3) 地方法人課税の偏在是正

平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

# 地方法人課税の偏在是正

## 1 法人住民税法人税割の交付税原資化 (交付税特別会計に直入)

	[消費税8%段階]		[消費税10%段階]
(1) 住民税の縮小			
(都道府県分)	5.0%	→	3.2%
(市町村分)	12.3%	→	9.7%
		(▲ 4.4%)	
(2) 地方法人税の創設・拡充			4.4%

## 2 地方法人特別税・譲与税制度の見直し

	[消費税8%段階]		[外形標準課税の拡大 H28.4~]	[消費税10%段階]
地方法人特別税	4.3%	→	2.9%	→
			※規模を2/3に縮小	2.9%
法人事業税所得割	2.9%	→	4.3%	→
付加価値割	0.48%	→	0.48%	→
資本割	0.2%	→	0.2%	→
				0.96%
				0.4%

※ 外形標準課税対象法人に対する税率である。

## 個人事業税の概要

項目	内 容																		
課税主体	都道府県																		
納税義務者	第1種事業(37業種)、第2種事業(3業種)、第3種事業(30業種)を行う個人																		
課税方式	普通徴収																		
課税標準	前年中の不動産所得及び事業所得(原則として所得税の課税標準である不動産所得及び事業所得の規定の例によって算定) なお、事業主控除(290万円)等の控除がある。																		
税率	第1種事業 5/100 第2種事業 4/100 第3種事業 5/100(ただし、あん摩業等は3/100)																		
課税業種	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;"><b>第1種事業</b></td> <td style="width: 15%;">1. 物品販売業 2. 保険業 3. 金銭貸付業 4. 物品貸付業 5. 不動産貸付業 6. 製造業 7. 電気供給業 8. 土石採取業</td> <td style="width: 15%;">9. 電気通信事業(放送業を含む) 10. 運送業 11. 運送取扱業 12. 船舶ていけい場業 13. 倉庫業 14. 駐車場業 15. 請負業 16. 印刷業</td> <td style="width: 15%;">17. 出版業 18. 写真業 19. 席貸業 20. 旅館業 21. 料理店業 22. 飲食店業 23. 周旋業 24. 代理業 25. 仲立業</td> <td style="width: 15%;">26. 問屋業 27. 両替業 28. 公衆浴場業(第3種事業に該当するものを除く) 29. 演劇興行業 30. 遊技場業 31. 遊覧所業 32. 商品取引業</td> <td style="width: 15%;">33. 不動産売買業 34. 広告業 35. 興信所業 36. 案内業 37. 冠婚葬祭業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>第2種事業</b></td> <td colspan="5">1. 畜産業      2. 水産業      3. 薪炭製造業 主として自家労力を用いて行うものを除く</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>第3種事業</b></td> <td style="width: 15%;">1. 医業 2. 歯科医業 3. 薬剤師業 4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業</td> <td style="width: 15%;">5. 獣医業 6. 装蹄師業 7. 弁護士業 8. 司法書士業 9. 行政書士業 10. 公証人業 11. 弁理士業</td> <td style="width: 15%;">12. 税理士業 13. 公認会計士業 14. 計理士業 15. 社会保険労務士業 16. コンサルタント業 17. 設計監督者業 18. 不動産鑑定業</td> <td style="width: 15%;">19. デザイン業 20. 諸芸師匠業 21. 理容業 22. 美容業 23. クリーニング業 24. 公衆浴場業 25. 歯科衛生士業</td> <td style="width: 15%;">26. 歯科技工士業 27. 測量士業 28. 土地家屋調査士業 29. 海事代理士業 30. 印刷製版業</td> </tr> </tbody> </table>	<b>第1種事業</b>	1. 物品販売業 2. 保険業 3. 金銭貸付業 4. 物品貸付業 5. 不動産貸付業 6. 製造業 7. 電気供給業 8. 土石採取業	9. 電気通信事業(放送業を含む) 10. 運送業 11. 運送取扱業 12. 船舶ていけい場業 13. 倉庫業 14. 駐車場業 15. 請負業 16. 印刷業	17. 出版業 18. 写真業 19. 席貸業 20. 旅館業 21. 料理店業 22. 飲食店業 23. 周旋業 24. 代理業 25. 仲立業	26. 問屋業 27. 両替業 28. 公衆浴場業(第3種事業に該当するものを除く) 29. 演劇興行業 30. 遊技場業 31. 遊覧所業 32. 商品取引業	33. 不動産売買業 34. 広告業 35. 興信所業 36. 案内業 37. 冠婚葬祭業	<b>第2種事業</b>	1. 畜産業      2. 水産業      3. 薪炭製造業 主として自家労力を用いて行うものを除く					<b>第3種事業</b>	1. 医業 2. 歯科医業 3. 薬剤師業 4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	5. 獣医業 6. 装蹄師業 7. 弁護士業 8. 司法書士業 9. 行政書士業 10. 公証人業 11. 弁理士業	12. 税理士業 13. 公認会計士業 14. 計理士業 15. 社会保険労務士業 16. コンサルタント業 17. 設計監督者業 18. 不動産鑑定業	19. デザイン業 20. 諸芸師匠業 21. 理容業 22. 美容業 23. クリーニング業 24. 公衆浴場業 25. 歯科衛生士業	26. 歯科技工士業 27. 測量士業 28. 土地家屋調査士業 29. 海事代理士業 30. 印刷製版業
<b>第1種事業</b>	1. 物品販売業 2. 保険業 3. 金銭貸付業 4. 物品貸付業 5. 不動産貸付業 6. 製造業 7. 電気供給業 8. 土石採取業	9. 電気通信事業(放送業を含む) 10. 運送業 11. 運送取扱業 12. 船舶ていけい場業 13. 倉庫業 14. 駐車場業 15. 請負業 16. 印刷業	17. 出版業 18. 写真業 19. 席貸業 20. 旅館業 21. 料理店業 22. 飲食店業 23. 周旋業 24. 代理業 25. 仲立業	26. 問屋業 27. 両替業 28. 公衆浴場業(第3種事業に該当するものを除く) 29. 演劇興行業 30. 遊技場業 31. 遊覧所業 32. 商品取引業	33. 不動産売買業 34. 広告業 35. 興信所業 36. 案内業 37. 冠婚葬祭業														
<b>第2種事業</b>	1. 畜産業      2. 水産業      3. 薪炭製造業 主として自家労力を用いて行うものを除く																		
<b>第3種事業</b>	1. 医業 2. 歯科医業 3. 薬剤師業 4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	5. 獣医業 6. 装蹄師業 7. 弁護士業 8. 司法書士業 9. 行政書士業 10. 公証人業 11. 弁理士業	12. 税理士業 13. 公認会計士業 14. 計理士業 15. 社会保険労務士業 16. コンサルタント業 17. 設計監督者業 18. 不動産鑑定業	19. デザイン業 20. 諸芸師匠業 21. 理容業 22. 美容業 23. クリーニング業 24. 公衆浴場業 25. 歯科衛生士業	26. 歯科技工士業 27. 測量士業 28. 土地家屋調査士業 29. 海事代理士業 30. 印刷製版業														
税収	1, 813億円(平成25年度決算額)																		